

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田駅西口行政センターの利用許可		
根拠 法令及び条項	蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例第7条 蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当） 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓼田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例第7条 別紙のとおり		
	蓼田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則第6条 別紙のとおり		
	審査基準 設定年月日	令和3年4月1日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（請求があった日の翌日から起算して15日以内） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年3月15日	標準処理期間 最終変更年月日	令和7年10月1日
所管部署	総務部 総合窓口管理課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定しそくされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例

(利用の許可)

第7条 センターの貸出施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 公益を害するおそれのあるとき。
- (3) 営利目的をもって催し等を行うおそれのあるとき。
- (4) 暴力団（蓮田市暴力団排除条例（平成24年蓮田市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用されると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則

(利用許可の申請)

第6条 申請者は、前条第1項の予約の決定を受けた後、様式第1号の蓮田市蓮田駅西口行政センター利用（変更）許可申請書を市長に提出し、利用の許可を申請しなければならない。

2 申請者が、前条第1項の予約の決定を受けた日から起算して10日以内に前項に規定する利用許可の申請の手続をしないときは、当該予約の申込みは、取り消すものとする。